

岩手県監査委員告示第40号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年7月1日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 総務部法務学事課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年7月31日

イ 本監査実施日 平成25年9月2日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年10月1日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表残高と現物とが一致していないものが2件、3,943,725円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理について、平成25年10月18日及び平成25年10月23日に処分を行った。 今後は、備品管理一覧表と現況との照合を徹底し、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 総務部総合防災室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年7月18日

イ 本監査実施日 平成25年8月29日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年10月1日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、処分した物品について備品管理一覧表及び重要物品管理表を整理していないものがあって、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理について、平成25年10月18日に処分した物品に係る備品管理一覧表及び重要物品管理表の整理を行った。 今後は、備品管理一覧表と現況との照合を徹底し、再発防止に努めることとした。